

(様式 1)

桐生市市民の意見提出手続募集要項

件名	桐生市行政手続条例の一部改正
意見募集の趣旨	<p>平成 26 年 6 月に、行政手続法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 70 号)が公布され、平成 27 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。</p> <p>この法律では、行政手続法(平成 5 年法律第 88 号。以下「法」という。)に「行政指導の中止等の求め」及び「処分等の求め」に関する規定が新設されるなど、国民の権利利益保護の手続を充実する内容の法改正が行われています。</p> <p>本市では、条例等を根拠に市が行う処分等の手続に関する事項を桐生市行政手続条例(平成 9 年桐生市条例第 1 号)で定めていますが、今回の法改正に合わせ、法と同様の規定を同条例に整備することによって、市民の皆様の権利利益の保護に関する手続を充実することとしました。</p> <p>つきましては、行政手続条例の一部改正に当たり、市民の皆様の御意見を募集します。</p>
意見を提出できる方	<ol style="list-style-type: none">1 市内に住所を有する方2 市内に事務所又は事業所を有する方3 市内の事務所又は事業所に勤務する方4 市内の学校に在学する方5 この手続に利害関係を有する方
意見の募集期間	平成 26 年 12 月 5 日(金)～平成 27 年 1 月 5 日(月)
意見の提出方法	<p>住所、氏名、電話番号を記載の上、次のいずれかの方法で提出してください(「手続に利害関係を有する方」は、その関係を簡潔に記載してください。)。意見提出に当たっては、極力、素案のどの部分に対しての意見かを明記してください(素案全般に係る意見の場合はこの限りではありません。)。なお、決められた書式はありません。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 直接提出・・・桐生市役所 3 階 総務課へ提出してください(土、日、休日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までをお願いします。)(2) 郵送・・・〒376-8501 桐生市織姫町 1 番 1 号 桐生市役所総務課あてお送りください。(3) ファクシミリ・・・0277-43-1001 へ送信してください。(4) 電子メール・・・somu@city.kiryu.lg.jp へ送信してください。 <p>※電話や窓口での口頭によるご意見は受け付けません。</p>
参考資料	桐生市行政手続条例

担当	総務部 総務課 文書・法制係 電話 0277-46-1111 (内線 536、221)
備考	<ul style="list-style-type: none">・結果の公表にあたっては、提出していただいた御意見を要約したものを公表することがあります。また、提出していただいた方の氏名等の個人情報は公表しません。・個人情報の取扱いについては、桐生市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。・提出していただいたご意見に対しての個別回答はいたしません。